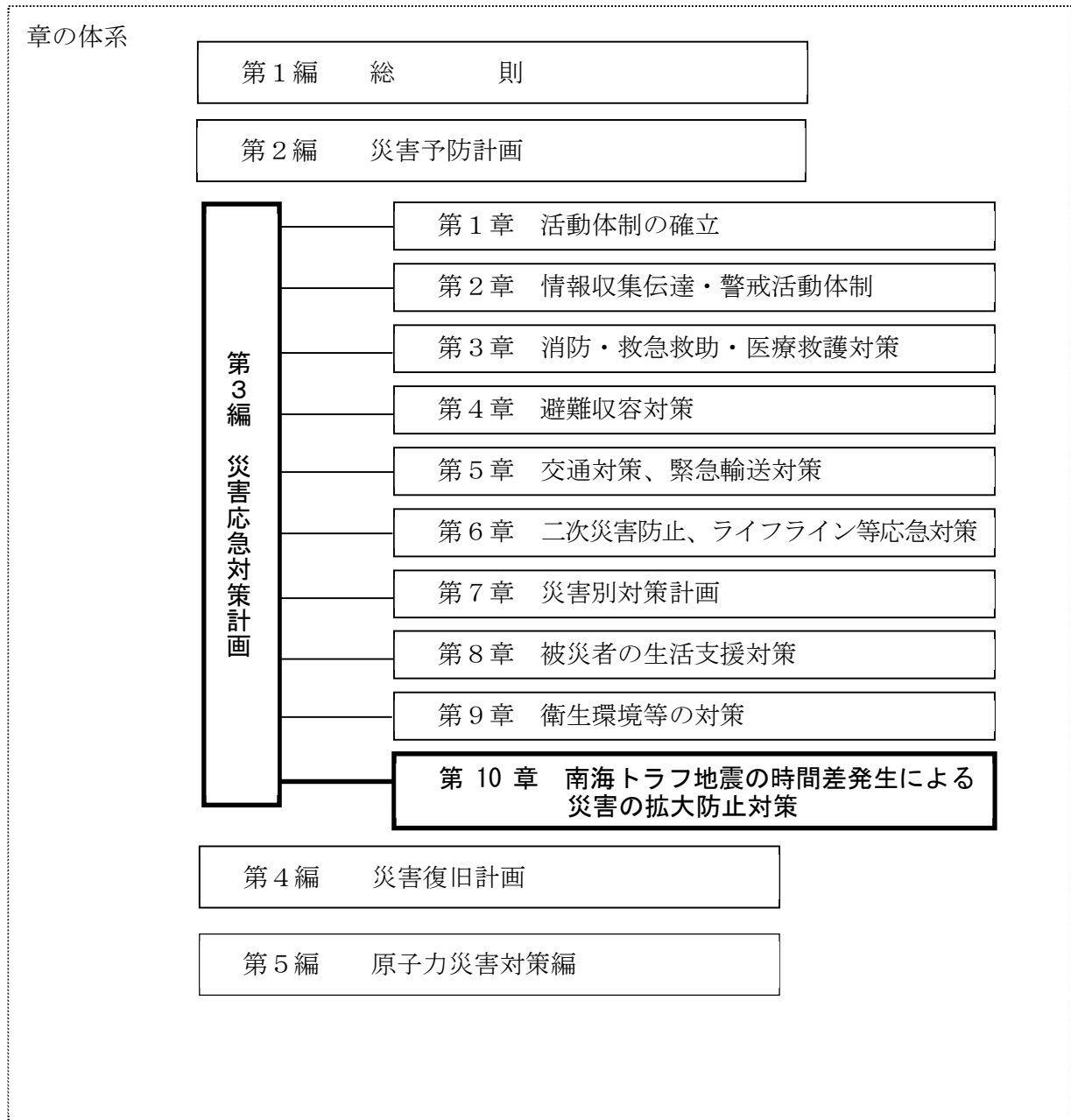


# 第10章 南海トラフ地震の時間差発生による災害の拡大防止対策



第1節 南海トラフ地震防災対策推進地域 ..... 応-143

第2節 災害の拡大防止対策 ..... 応-144

## 第1節 南海トラフ地震防災対策推進地域

東海道、南海道沖の南海トラフ沿いには、東海地震、東南海地震、南海地震の3つの地震が相互に関連しながら、100～150年間隔で繰り返し発生している。

地震の発生が切迫している東海地震には直前予知を前提とした「大規模地震特別措置法」が昭和53年12月14日に施行され、南海トラフ地震対策の重要性から平成15年7月25日に「東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」が施行された。平成25年12月には「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」が改正施行された。

南海トラフ地震は海溝型地震であり、数度にわたる津波の発生と、ゆっくりとした大きな揺れが1～2分以上続く地震であるが、竜王町においては津波による被害は想定されない。

町内には、南海トラフ地震が発生した場合の震度が6弱以上と想定される地域があり、著しい地震被害が生ずるおそれがあるため「南海トラフ地震の防災対策推進地域」に指定されている。

## 第2節 災害の拡大防止対策

### 第1 基本方針

過去に発生した南海トラフでの地震では、東海、東南海、南海地震など二つ以上の地震が同時に発生する場合のほか、数時間から数年の時間差で発生している例が知られている。発生の順序についても、東南海地震が先に発生する場合のほか、南海地震が先行して発生した可能性も指摘されている。

このため、町は、南海トラフ地震が数時間から数日間の時間差で発生し、一般的な地震発生後の余震対策を凌ぐ後発の地震に対する対策を検討し実施するよう努める。

また、令和元年5月に「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」が改訂され「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒、巨大地震注意）などが発表されることから、行政機関、住民一人一人、各企業等が、居住地・所在地等の地震に関する災害リスクを踏まえ、必要な防災対応を自ら検討、実施する。

### 第2 住民の防災対応（日頃からの地震への備えの再確認）

町、県は、住民があわてて地震対策をとることがないように、機会を捉えて、「日頃からの地震への備え」について周知し、同臨時情報発令時に、「日頃からの地震への備え」の再確認をすることとともに、日常生活を行いつつ、一定期間、「できるだけ安全な防災行動」をとることを呼びかける。

○「日頃からの地震への備え」の例

- ①家具等の固定
- ②避難場所・避難経路
- ③家族などとの安否確認手段
- ④家庭における備蓄、非常持ち出し袋の確認 など

○「できるだけ安全な防災行動」の例

- ①高いところに物を置かない
- ②屋内のできるだけ安全な場所で生活
- ③すぐ避難できる準備（非常時持ち出し品等）
- ④危険な場所にできるだけ近づかない など

### 第3 施設・設備などの点検

町、県、企業などは、各施設の管理計画などにおいて点検、巡視の実施必要箇所及び体制を事前に明示し、同臨時情報発令時には情報収集・連絡体制の確認および施設・設備などの点検を実施する。

### 第4 危険地域からの避難

町、県等は、後発地震により土砂災害の発生が懸念される地域等について、数日間に限っての避難の実施を検討する。

数日間避難した後、地震が発生しない場合には、原則として最大限の警戒を呼びかけた上で避難の解除を行う等、避難解除時期について具体的な計画を策定する。

また、このために必要な避難所の整備を行い、その整備にあたっては平常時から活用できる施設とするよう配慮する。

#### 第5 応急危険度判定の迅速化

町、県等は、余震等による二次災害の未然防止のため、建築物の応急危険度判定を早期に実施するとともに、建築物の応急危険度判定の結果使用可能とされた建築物であっても、最初の地震で建築物が脆弱になっている危険性について周知を図る。また、応急危険度判定の結果、危険な建築物や崖地等と判断されたところへの立入禁止を強く呼びかける。

<災害応急対策担当一覧>

第1章 活動体制の確立	
第4節 初動期における活動	
第1 防災会議の開催	総務班
第2 相互協力体制	各機関
第3 自衛隊災害派遣の要請および準備	総務班、陸上自衛隊
第4 赤十字飛行隊派遣要請	総務班、日本赤十字社
第2章 情報収集伝達・警戒活動体制	
第1節 情報の収集・伝達	
第1 情報連絡計画	情報班整理伝達担当、総務班、各機関
第2 気象予警報伝達	情報班整理伝達担当、東近江土木事務所、彦根地方気象台
第3 地震情報等の収集・伝達	情報班整理伝達担当、東近江土木事務所、彦根地方気象台
第4 被害状況の収集および調査	情報班収集担当、各機関
第5 被害状況の報告等	情報班整理伝達担当
第6 災害広報活動	情報班整理伝達担当、広報班、救護班住民担当、各放送機関
第3章 消防・救急救助・医療救護対策	
第1節 消防活動	
第1 東近江行政組合消防本部の活動	東近江行政組合消防本部
第2 消防団の活動	応急対策班消防関係担当、消防団
第3 広報等	広報班
第4 応援要請に関する計画	東近江行政組合消防本部
第2節 医療・救護対策	
第1 医療・救護の体制	救護班保健・医療担当、医師会
第5 医薬品、医療資機材の調達	救護班保健・医療担当、医師会
第4章 避難収容対策	
第1節 避難対策	
第1 事前避難	広報班、応急対策班消防関係担当
第2 避難の指示等の実施	総務班、広報班
第3 警戒区域の設定等	応急対策班消防関係担当、警察、自衛隊、消防団、県
第4 避難者の誘導	応急対策班消防関係担当、各施設管理者、警察、消防、自主防災組織
第5 広域一時滞在	総務班
第6 帰宅困難者対策計画	商工観光課

第2節 避難所の開設・運営	
第1 避難所の開設	救護班、総務班、情報班、各施設管理者
第2 福祉避難所（福祉避難室）の設置	救護班
第3 避難所開設の報告	総務班
第4 避難所の運営	救護班、応急対策班、広報班、自主防災組織
第3節 要配慮者対策	各機関、自主防災組織
第5章 交通対策、緊急輸送対策	
第1節 災害時の警備・交通規制	
第1 警備	応急対策班消防関係担当、警察
第2 交通規制	各道路管理者、警察
第2節 交通輸送対策	
第1 緊急輸送ネットワークの確保	応急対策班土木・建築担当、各道路管理者
第2 交通の確保	応急対策班土木・建築担当、各道路管理者
第3 緊急輸送用機器および要員の確保	応急対策班土木・建築担当、警察
第6章 二次災害防止、ライフライン確保対策	
第1節 二次災害防止対策	広報班、応急対策班
第2節 公共施設等応急対策	
第1 道路施設	応急対策班土木・建築担当、各道路管理者
第2 河川、ため池等	応急対策班土木・建築担当、応急対策班農業対策担当
第3 砂防、急傾斜地崩壊防止施設、治山、林道施設	応急対策班土木・建築担当、県
第4 公共施設	総務班
第3節 ライフライン等応急対策	
第1 電力施設	情報班、広報班、関西電力(株)、関西電力送配電(株)
第2 ガス施設	情報班、広報班、大阪ガスネットワーク(株)、LPGガス事業者、簡易ガス事業者
第3 一般通信施設	西日本電信電話(株)滋賀支店
第4 上水道施設	応急対策班上下水道担当
第5 下水道施設	応急対策班上下水道担当
第4節 農林業応急対策	応急対策班農業対策担当
第7章 災害対策計画	
第1節 水防活動	応急対策班土木・建築担当、応急対策班消防関係担当

第3編 災害応急対策計画  
 <災害応急対策担当一覧>

第2節 危険物等応急対策	応急対策班商工観光担当、事業者、消防、警察
第3節 事故等災害応急対策	総務班、日本赤十字社、警察、大阪空港事務所
第8章 被災者の生活支援対策	
第1節 災害救助法の適用	情報班整理伝達担当
第2節 飲料水・食糧・生活必需品等の供給	総務班、救護班福祉・支援担当、情報班
第3節 住宅対策	応急対策班土木・建築担当
第4節 文教対策	情報班（教育委員会）、小学校・中学校
第5節 文化財の保護	情報班（教育委員会）
第6節 自発的支援の受入れ	総務班、救護班福祉・支援担当
第9章 衛生環境等の対策	
第1節 行方不明者の捜索、遺体の処理等	
第1 行方不明者の捜索	応急対策班消防関係担当、警察、消防
第2 遺体の検案および処理	警察、医師会
第3 遺体の収容	救護班住民対応担当、警察、消防
第4 遺体の引渡し	救護班住民対応担当、警察
第5 遺体の埋火葬	救護班住民対応担当
第2節 防疫および保健衛生	救護班保健・医療担当、総務班、東近江保健所
第3節 災害廃棄物処理対策	総務班、中部清掃組合、応急対策班上下水道担当、八日市布引ライフ組合
第10章 南海トラフ地震の時間差発生による災害の拡大防止対策	各班、各機関